

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド

愛称「セーヌ」

ユーロ建／ルクセンブルク籍／オープンエンド契約型外国投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間：第16期(2017年8月1日～2018年7月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第16期の決算を行いました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ユーロ建／ルクセンブルク籍／オープンエンド契約型外国投資信託
信託期間	無期限
繰上償還	管理会社は、随時理由を問わず、ファンドの清算および償還を提案することができます。ファンドの清算および償還は以下の場合に行われます。 ①管理会社とその旨決定した場合 ②管理会社または保管受託銀行の役務が停止された場合で、以下の③に述べられる特別な状況に反することなしに2か月以内に継承者が決まらない場合 ③管理会社が破産した場合 ④ファンドの純資産が6か月以上にわたり、ルクセンブルク法に規定される最低限度額(1,250,000ユーロ)の四分の一を下回る場合 ⑤ルクセンブルク金融監督委員会がその旨決定した場合 ファンドの純資産がルクセンブルク法に規定される最低限度額(1,250,000ユーロ)の三分の二を下回る場合、管理会社はファンドの清算を決定することができます。
運用方針	ファンドの投資目的は、中長期にわたり、安定的な成長を遂げることにあります。ファンドは、主として、ユーロ建ての投資適格債券に投資を行います。
主要投資対象	ファンドは、主としてEMU(経済通貨同盟)参加国の国債、ファンドブリーフ、政府系機関の債券(国際機関の発行する債券を含みます。)、ABSおよびMBS、ならびにEMU参加国の優良な発行体により発行されたその他の債券に対して投資を行います。また、ファンドは、付随的に流動資産を保有することができます。
ファンドの運用方法	ファンドのベンチマークはJPモルガンEMU GBIです。ファンドの組み入れ債券について目標とするデュレーションは、ベンチマークの年限±2年です。 投資対象とする債券の格付けの平均は、原則として、ムーディーズ社によるAa2以上またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるAA以上とします。投資の時点での最低格付けは、原則として、ムーディーズ社によるA3またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるA-とします。保有債券の格付けが下がった場合、投資運用会社は、受益者の利益に適切な注意を払いつつ、当該保有債券を減少させまたは売却します。
主な投資制限	ファンド資産の運用は、管理会社またはその任命をうけた代理人により、ファンドの約款および英文目論見書に規定された以下の投資制限を遵守して遂行されます。 各ファンドは以下の規定に従います。 ①ファンドは純資産総額の10%を超えて借入れをすることができません。 ②ファンドはその純資産の20%を超えて譲渡可能な有価証券の空売りを行うことができません。同一の発行体により発行された譲渡可能な有価証券の空売りは、その純資産の20%を超えて行うことができません。 ③ファンドは、譲渡可能な有価証券または他の資産について、担保目的以外で質権または抵当権を設定したり、譲渡することはできません。 ④ファンドは純資産の30%を超えて、他の投資信託(UCI)に投資することはできません。このパーセンテージは、合併または組織再編のために、一時的に超えることができます。ファンドは、純資産総額の20%を超えて単一の投資信託に投資することはできず、また、単一の投資信託の受益証券の25%を超えて取得することはできません。 ⑤ファンドは、単一の発行体により発行された有価証券に、純資産の10%を超えて投資することはできません。 ⑥ファンドは、単一の発行体が発行する同一の種類の有価証券の10%を超えて購入することはできません。 ⑦ファンドは、その純資産の10%を超えて株式市場または同等の保証があるその他の規制された市場に上場されていない有価証券に投資することはできません。 ⑧上記⑥および⑦の制限は、OECD加盟国もしくはかかる加盟国の地方公共団体、またはEUの地域的もしくは世界的な公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されません。 ⑨ファンドは、その資産の20%を上限として、単一の法主体に投資された預金に投資することができます。 ⑩ファンドは、経営または支配する目的で企業に投資することはできません。 ⑪ファンドは、貸付または貸付返済の保証をすることはできません。ただし、保管受託銀行もしくは保管受託銀行により認められた預金を受け入れるその他の銀行もしくは金融機関への預金、または負債もしくは借入を表章する譲渡可能な有価証券を除きます。
分配方針	管理会社は、毎月1回、当該月の20日(20日が評価日でない場合には、直前の評価日)の営業終了時現在における受益者名簿上の受益者に対して、分配を宣言する予定です。分配が宣言された場合、分配金は、日本における販売会社に対して、当該月の20日の後、5評価日目に(支払日が評価日でない場合には、直後の評価日)に支払われます。管理会社は、純投資利益および純実現キャピタルゲインから分配を行う意向です。管理会社は、分配を適正水準に維持する必要がある場合は、未実現キャピタルゲインからの分配を行うことができます。分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルク法の定める最低額に満たなくなる場合、分配は行われません。

管理会社

BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク

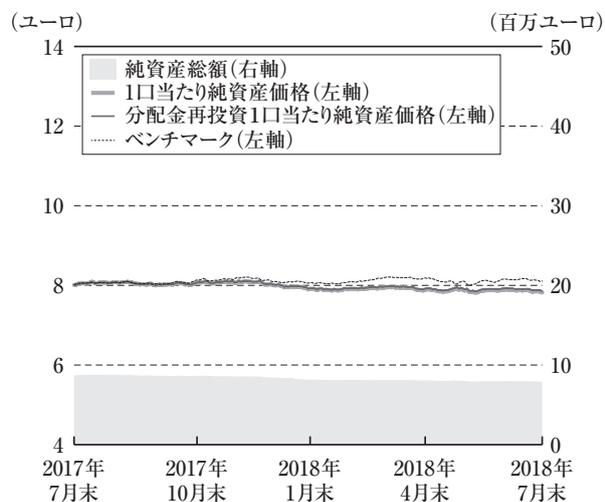
代行協会員

東海東京証券株式会社

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たりの純資産価格等の推移について



第15期末の1口当たりの純資産価格：	8.01ユーロ
第16期末の1口当たりの純資産価格：	7.82ユーロ (分配金額：0.0360ユーロ)
騰落率：	-1.93%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) 1口当たりの分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

(注3) 分配金再投資1口当たりの純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注4) 分配金再投資1口当たりの純資産価格およびベンチマークは、第15期末の1口当たりの純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件が異なる場合がありますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドのベンチマークはJPモルガンEMU GBIです。

■ 1口当たりの純資産価格の主な変動要因

当期中のポートフォリオのパフォーマンスはマイナスに落ち込み、ベンチマークを下回りました。

■分配金について

当期（2017年8月1日～2018年7月31日）の1口当たりの分配金額（税引き前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額」は、当該分配落ち日における1口当たりの分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：ユーロ）

分配落ち日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率) ^(注1)	分配金を含む1口当たりの 純資産価格の変動額 ^(注2)
2017/ 8 /21	8.07	0.003 (0.04%)	0.06 ^(注3)
2017/ 9 /21	8.03	0.003 (0.04%)	-0.04
2017/10/23	8.02	0.003 (0.04%)	-0.01
2017/11/21	8.08	0.003 (0.04%)	0.06
2017/12/21	8.02	0.003 (0.04%)	-0.06
2018/ 1 /22	7.96	0.003 (0.04%)	-0.06
2018/ 2 /21	7.87	0.003 (0.04%)	-0.09
2018/ 3 /22	7.92	0.003 (0.04%)	0.05
2018/ 4 /23	7.89	0.003 (0.04%)	-0.03
2018/ 5 /22	7.85	0.003 (0.04%)	-0.04
2018/ 6 /21	7.88	0.003 (0.04%)	0.03
2018/ 7 /23	7.86	0.003 (0.04%)	-0.02

(注1)「対1口当たりの純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たりの純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

c = 当該分配落ち日の直前の分配落ち日における1口当たりの純資産価格

(注3) 2017年8月21日の直前の分配落ち日(2017年7月21日)における1口当たりの純資産価格は、8.01ユーロでした。

■投資環境について

欧州中央銀行（以下「ECB」といいます。）の主要金利（政策金利0%、上限政策金利＝限界貸付金利0.25%および下限政策金利＝中銀預金金利-0.40%）は、2016年3月以降変更されないままでした。ECBは、2017年10月に、2018年1月から2018年9月または「必要な場合にはそれ以降」まで月次純資産購入額を削減（600億ユーロから300億ユーロ）すると発表しました。しかし、この金融政策の若干の「再調整」は、もはやECBの声明の焦点ではなく、2018年3月には資産買入れの延長または拡大を想定した悲観的バイアス（2016年に導入）の撤回が行われました。2017年末の金融政策会合では、意見の相違があったとみられますが、量的緩和をいかに終了させるかの方が問題の焦点となり、これを受けて、景気減速の兆しや、インフレ率が低位に留まっていることが市場関係者を不安にさせました。コア・インフレ率は、2017年春以降、前年比1%近傍で推移しています。6月14日の理事会の後、ECBは金融政策の今後の展開について、月次純資産購入額は、9月から12月までの間で150億ユーロに削減され、主要金利は「少なくとも2019年夏までは現在の水準で据え置く」ことになるという非常に具体的なロードマップを打ち出しました。この変更は、量的緩和の即時終了の発表をほとんど帳消しにするものでした。さらに、ECBは成長見通しの重しとなる不確定要素の台頭を強調し、マリオ・ドラギ総裁は、「忍耐強さ、粘り強さ、慎重さ」の必要性を繰り返しました。

10年物ドイツ国債の利回りは、明確なトレンドが現れないまま過去12ヶ月間に大きく変動しました。同利回りは、2月中旬に、0.75%（2015年秋以来の最高水準）に達し、5月末には0.26%まで急落し、2017年6月初め以来の低水準となり、2017年7月末から2018年7月末の一年間で10ベースポイント低下して0.44%で期末を迎えました。当期の初めには、マリオ・ドラギ総裁が6月末に欧州経済に対する自信を改めて表明し、インフレは今や目標水準に戻る可能性が高くなったと述べたことから、大幅に利回りが上昇しました。10年物ドイツ国債の利回りは7月13日時点で0.60%でした。7月26日の理事会におけるより消極的な内容の声明を受けて、10年物国債の利回りは、数ヶ月間0.30%から0.50%のレンジに戻りましたが、2018年初めに、金融正常化がより速いペースで進むのではないかと期待感と米国長期金利への圧力を背景に、当期最高水準に達しました。その後、ECBによる新たな緩和的声明、ユーロ圏の景況感調査結果のわずかな悪化、低インフレ率の持続により、利回りは低下しました。10年物ドイツ国債の利回りは3月末に0.50%まで急速に低下し、その後さらに低下しました。5月末、イタリアの政治情勢が「ユーロ圏のリスク」を再燃させたことから、利回りは急激に変動しました。その後、安全資産への逃避により、ドイツ国債の利回りは低下し、わずか数日間で0.30%以下にまで低下した一方、イタリア国債の利回りは大幅に上昇し、10年物BTP（イタリアの固定利付国債）の利回りは、2014年5月以来の高水準となりました。6月初め、投資家は比較的落ち着いた市況を背景にドイツ国債を一時的に手放しましたが、その後ECBが12月に資産購入プログラムを終了すると発表したにもかかわらず、投資意欲を再燃させました。投資家は、マリオ・ドラギ総裁の緩和的姿勢と、ECBが再投資時に満期を迎える証券よりも長期の証券を購入する意向を示唆したことを受けて、安堵しました。

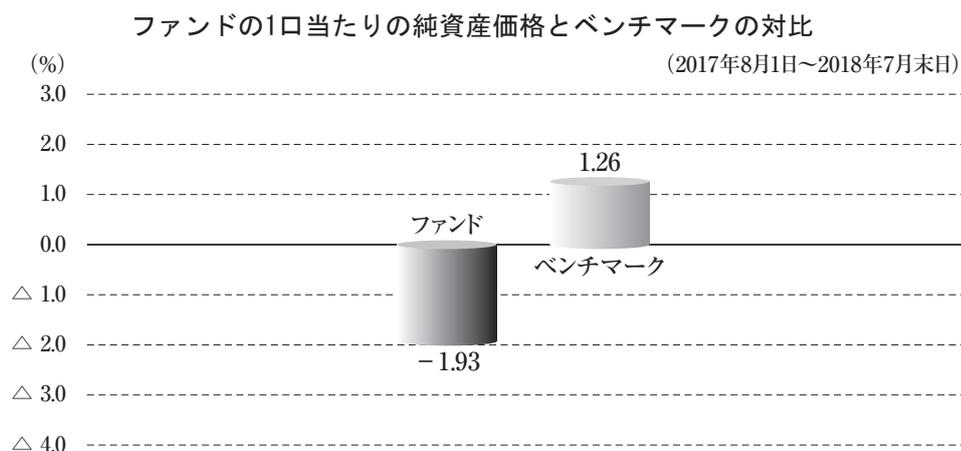
■ポートフォリオについて

運用については、ユーロ圏の経済回復に伴い、2018年の量的緩和策の終了を市場が見込んでいることから、期初にポートフォリオのデュレーションを短期化させました。10年物ドイツ国債のオプションによるドイツのエクスポージャーとフランス国債（OAT 2023/2032）のエクスポージャーを減少させました。さらに、極めて低いマイナス利回りのショート・エンド・カバード・ボンドで利益を確定しました。当期後半には、ショート・デュレーション・ポジションを維持しました。フランスのエクスポージャー（OAT 2023）を減らすことにより、残存期間10年から15年の範囲内のアイルランドのエクスポージャーをわずかに積み増しました。さらに、スプレッド拡大を活用し、ポートフォリオの分散を効かせるため、発行市場を通じて金融債と社債（サノフィ、ドイツ取引所およびダイムラー）のエクスポージャーを積み増しました。さらに、当期を通じてポートフォリオを大きな金利変動から守るため、10年物ドイツ国債についてのオプションを用いて、ポートフォリオのデュレーションを積極的に運用しました。

今期のポートフォリオのパフォーマンス（報酬控除後）は-1.93%で、ベンチマークのパフォーマンスは1.26%でした。

■ベンチマークとの差異について

以下のグラフは、ファンドの1口当たりの純資産価格とベンチマークとの騰落率の対比です。



ファンドの1口当たりの純資産価格とベンチマークの騰落率の差違の状況および要因について

当期中のポートフォリオは、ベンチマークを下回りました。これは主として、ショート・デュレーション・ポジションと欧州周縁国の投資比率を低くしていたことによるものです。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 財務諸表 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

今後も現在の投資方針に従い、ファンドの運用を行う予定です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要
管理報酬	管理会社は、ポートフォリオ運用業務およびマーケティング業務の対価として、管理報酬を受領する権利を有します。管理報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月間のファンドの平均純資産の1.35%を超えない年率で支払われます。
投資運用会社報酬	投資運用会社は、ファンドの保有資産の管理ならびにその投資方針および投資制限の遵守に係る業務の対価として、投資運用会社報酬を受領する権利を有します。投資運用会社報酬は、管理報酬から、四半期毎に後払いで、随時管理会社との間で合意される年率で支払われます。
販売会社報酬	日本における販売会社は、日本におけるファンド受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務の対価として、販売会社報酬を受領する権利を有します。販売会社報酬は、管理報酬から、月毎に、日本における販売会社が販売したファンド証券に対応する当該月中のファンドの平均純資産の年率0.4%で後払いされます。
代行協会員報酬	代行協会員は、ファンドの代行協会員業務(目論見書および運用報告書の販売取扱会社への送付、ファンドの1口当たりの純資産価格の公表業務およびこれらに付随する業務)の対価として、代行協会員報酬を受領する権利を有します。代行協会員報酬は、管理報酬から、月毎に、当該月中のファンドの平均純資産の年率0.1%で後払いされます。
保管報酬	保管受託銀行は、ファンド資産の保管および監視に係る業務の対価として、保管報酬を受領する権利を有します。保管報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月間のファンドの平均純資産に基づく0.13%を超えない年率で支払われます。
管理事務代行報酬	管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務業務の対価として支払われます。管理会社は管理事務業務の範囲内において、純資産額の計算業務および登録事務・名義書換事務代行業務を委託しています。管理事務代行報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月間のファンドの平均純資産の0.12%を超えない年率で支払われます。管理事務代行報酬は管理会社に支払われ、管理会社はその一部を純資産額の計算業務および登録事務・名義書換事務代行業務の委託先への支払いに使用します。
その他費用・手数料(当期)	税金、支払利息およびその他の費用 当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率は、1.77%でした。

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他費用・手数料(当期)」については運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれています。便宜上、当期のその他費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 後記「Ⅲ ファンドの経理状況 財務諸表 (1) 貸借対照表」において記載されている管理会社報酬「123,938ユーロ」は、正しくは「112,398ユーロ」であり、差額の11,540ユーロは報告関係の支出として、その他の費用に含まれます。

Ⅱ. 運用実績

(1) 純資産の推移

第十六会計年度中における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第七会計年度末 (2009年7月31日)	46,543	6,013	8.66	1,118.79
第八会計年度末 (2010年7月31日)	37,363	4,827	8.81	1,138.16
第九会計年度末 (2011年7月31日)	33,022	4,266	8.10	1,046.44
第十会計年度末 (2012年7月31日)	25,042	3,235	7.98	1,030.94
第十一会計年度末 (2013年7月31日)	17,882	2,310	8.00	1,033.52
第十二会計年度末 (2014年7月31日)	14,825	1,915	8.27	1,068.40
第十三会計年度末 (2015年7月31日)	12,410	1,603	8.31	1,073.57
第十四会計年度末 (2016年7月31日)	11,479	1,483	8.57	1,107.16
第十五会計年度末 (2017年7月31日)	8,703	1,124	8.01	1,034.81
第十六会計年度末 (2018年7月31日)	7,883	1,018	7.82	1,010.27
8月末日	8,772	1,133	8.08	1,043.86
9月末日	8,644	1,167	8.00	1,033.52
10月末日	8,650	1,117	8.06	1,041.27
11月末日	8,549	1,104	8.06	1,041.27
12月末日	8,423	1,088	8.01	1,034.81
2018年1月末日	8,170	1,055	7.91	1,021.89
2月末日	8,131	1,050	7.90	1,020.60
3月末日	8,131	1,050	7.95	1,027.06
4月末日	8,065	1,042	7.89	1,019.31
5月末日	8,031	1,038	7.89	1,019.31
6月末日	7,972	1,030	7.88	1,018.02
7月末日	7,883	1,018	7.82	1,010.27

(注1) ファンド証券は、ルクセンブルク証券取引所に上場されています。同取引所での取引実績はありません。

(注2) ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=129.19円）によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

	1口当りの支払分配金	
	ユーロ	円
第七会計年度 (2008年8月1日～ 2009年7月31日)	0.5700	73.64
第八会計年度 (2009年8月1日～ 2010年7月31日)	0.5700	73.64
第九会計年度 (2010年8月1日～ 2011年7月31日)	0.5700	73.64
第十会計年度 (2011年8月1日～ 2012年7月31日)	0.5700	73.64
第十一会計年度 (2012年8月1日～ 2013年7月31日)	0.2685	34.69
第十二会計年度 (2013年8月1日～ 2014年7月31日)	0.1680	21.70
第十三会計年度 (2014年8月1日～ 2015年7月31日)	0.1680	21.70
第十四会計年度 (2015年8月1日～ 2016年7月31日)	0.1680	21.70
第十五会計年度 (2016年8月1日～ 2017年7月31日)	0.0360	4.65
第十六会計年度 (2017年8月1日～ 2018年7月31日)	0.0360	4.65

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
第七会計年度 (2008年8月1日～ 2009年7月31日)	495,340	495,340	2,633,698	2,633,698	5,376,259	5,376,259
第八会計年度 (2009年8月1日～ 2010年7月31日)	236,991	236,991	1,372,329	1,372,329	4,240,921	4,240,921
第九会計年度 (2010年8月1日～ 2011年7月31日)	652,012	652,012	814,585	814,585	4,078,348	4,078,348
第十会計年度 (2011年8月1日～ 2012年7月31日)	283,890	283,890	1,222,835	1,222,835	3,139,403	3,139,403
第十一会計年度 (2012年8月1日～ 2013年7月31日)	42,461	42,461	946,311	946,311	2,235,553	2,235,553
第十二会計年度 (2013年8月1日～ 2014年7月31日)	33,520	33,520	476,671	476,671	1,792,402	1,792,402
第十三会計年度 (2014年8月1日～ 2015年7月31日)	77,266	77,266	376,488	376,488	1,493,180	1,493,180
第十四会計年度 (2015年8月1日～ 2016年7月31日)	24,990	24,990	179,507	179,507	1,338,663	1,338,663
第十五会計年度 (2016年8月1日～ 2017年7月31日)	1,030	1,030	252,779	252,779	1,086,914	1,086,914
第十六会計年度 (2017年8月1日～ 2018年7月31日)	2,370	2,370	81,729	81,729	1,007,555	1,007,555

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.19円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)
監査報告書

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
受益証券保有者各位

監査意見

私たちは、添付の財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令に準拠して、2018年7月31日現在のBNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド（以下「ファンド」という。）の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度におけるファンドの損益および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2018年7月31日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した会計年度の損益および純資産変動計算書
- ・ 2018年7月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む）

監査意見の根拠

私たちは、2016年7月23日付の監査専門家に関する法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクで金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。本法律および本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する「承認された監査人（Réviseur d'entreprises agréé）」の責任」の区分に詳述されている。

私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

私たちは、ルクセンブルクでCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）および財務書類の監査に関する倫理上の要求事項に基づきファンドに対して独立性を保持しており、また、当該倫理上の要求事項に基づきその他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会の責任

オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要求事項に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業的前提に関する事項を開示する責任を有し、また、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会がファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業的前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する承認された監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクでC S S Fが採用したI S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルクでC S S Fが採用したI S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティヴ ルクセンブルク、2018年11月13日
代表して

セバスチャン・サゾット



Audit report

To the Unitholders of
BNP PARIBAS HIGH QUALITY EURO BOND FUND

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of BNP PARIBAS HIGH QUALITY EURO BOND FUND (the “Fund”) as at 31 July 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 July 2018;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended ;
- the securities portfolio as at 31 July 2018; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

*PricewaterhouseCoopers, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, B.P. 1443, L-1014 Luxembourg
T : +352 494848 1, F : +352 494848 2900, www.pwc.lu
Cabinet de révision agréé, Expert-comptable (autorisation gouvernementale n°10028256)
R.C.S. Luxembourg B 65 477 - TVA LU25482518*



Other information

The Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager for the financial statements

The Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.



We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 13 November 2018


Sébastien Sadzot

財務諸表

(1) 貸借対照表

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
(契約型投資信託)
純資産計算書
2018年7月31日現在

	注記	ユーロ	千円
資産		7,972,618	1,029,983
投資有価証券－取得原価		7,544,101	974,622
投資有価証券未実現評価損益		269,161	34,773
投資有価証券－時価	2	7,813,262	1,009,395
オプション－時価	2、10	160	21
銀行預金および定期預金		117,702	15,206
その他の資産		41,494	5,361
負債		89,391	11,548
その他の負債		89,391	11,548
純資産額		7,883,227	1,018,434

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
 (契約型投資信託)
 損益および純資産変動計算書
 2018年7月31日に終了した会計年度

	注記	ユーロ	千円
投資有価証券および資産に係る収益	2	120,968	15,628
管理会社報酬	4	123,938	16,012
保管会社報酬	5	10,824	1,398
支払利息		553	71
その他の費用	7	123,151	15,910
税金	8	4,112	531
事務代行会社報酬	6	9,991	1,291
取引手数料	11	95	12
費用合計		272,664	35,225
投資純損失		(151,696)	(19,598)
以下に係る実現純損益：			
投資有価証券	2、13	194,887	25,177
金融商品	2	(8,885)	(1,148)
当期実現純利益		34,306	4,432
以下に係る未実現純損益の増減額：			
投資有価証券	2、13	(196,209)	(25,348)
金融商品	2	12,840	1,659
運用による純資産の増減		(149,063)	(19,257)
発行額／（買戻額）純額		(633,113)	(81,792)
分配金支払額	9	(37,549)	(4,851)
期中における純資産の増／（減）		(819,725)	(105,900)
期首純資産額		8,702,952	1,124,334
当期純資産額		7,883,227	1,018,434

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
 (契約型投資信託)
 直近3会計年度に関する主要数値

	ユーロ	ユーロ	ユーロ	口数
	2016年7月31日	2017年7月31日	2018年7月31日	2018年7月31日
純資産額	11,479,009	8,702,952	7,883,227	
「クラシッケー分配型受益証券」 の1口当たり純資産額	8.57	8.01	7.82	1,007,555
	千円	千円	千円	口数
	2016年7月31日	2017年7月31日	2018年7月31日	2018年7月31日
純資産額	1,482,973	1,124,334	1,018,434	
「クラシッケー分配型受益証券」 の1口当たり純資産額	1,107円	1,035円	1,010円	1,007,555

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロ債券ファンド
(契約型投資信託)
投資有価証券明細表
2018年7月31日現在
(単位：ユーロ)

金額	銘柄	通貨	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可されたおよび/またはその他の規制市場で取引される譲渡可能な有価証券			7,813,262	99.11
債券			7,386,940	93.70
フランス			2,137,991	27.13
100,000	AEROPORTS DE PARIS 1.500% 14-07/04/2025	ユーロ	104,267	1.32
200,000	ARKEA HL 0.625% 15-30/09/2022	ユーロ	204,020	2.59
140,000	BNP PARIBAS 0.750% 16-11/11/2022	ユーロ	141,638	1.80
100,000	CIE FINANCEMENT FONCIER 0.375% 15-29/10/2020	ユーロ	101,320	1.29
111,000	FRANCE O. A. T. 1.750% 17-25/06/2039	ユーロ	118,545	1.50
270,000	FRANCE O. A. T. 4.500% 09-25/04/2041	ユーロ	433,425	5.49
25,000	FRANCE O. A. T. 5.750% 01-25/10/2032	ユーロ	40,878	0.52
101,724	FRANCE O. A. T. I/L 0.100% 18-25/07/2036	ユーロ	110,865	1.41
100,000	LA BANQUE POSTALE 1.875% 13-11/09/2020	ユーロ	104,523	1.33
78,000	LVMH 0.375% 17-26/05/2022	ユーロ	78,504	1.00
100,000	SANOFI 1.000% 18-21/03/2026	ユーロ	101,801	1.29
200,000	SNCF RESEAU 1.000% 16-09/11/2031	ユーロ	197,174	2.50
200,000	SOCIETE GENERALE 0.125% 16-05/10/2021	ユーロ	199,528	2.53
200,000	UNEDIC 0.125% 17-25/05/2022	ユーロ	201,503	2.56
ドイツ			1,107,993	14.05
60,000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.000% 14-15/08/2024	ユーロ	63,788	0.81
50,000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.500% 13-15/05/2023	ユーロ	54,153	0.69
180,000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.250% 10-04/07/2042	ユーロ	268,178	3.40
150,000	DEUTSCHE BOERSE 1.125% 18-26/03/2028	ユーロ	150,461	1.91
300,000	KFW 0.125% 17-15/01/2024	ユーロ	299,801	3.80
100,000	LAND HESSEN 0.375% 16-06/07/2026	ユーロ	98,632	1.25
173,000	NORDRHEIN-WEST 0.000% 17-05/12/2022	ユーロ	172,980	2.19
スペイン			796,968	10.11
300,000	BANCO SANTANDER 4.625% 07-04/05/2027	ユーロ	394,623	5.00
100,000	BANKINTER SA 0.875% 15-03/08/2022	ユーロ	102,247	1.30
100,000	CAJA RURAL NAV 0.500% 15-16/03/2022	ユーロ	100,677	1.28
200,000	CAJA RURAL NAV 0.625% 16-01/12/2023	ユーロ	199,421	2.53

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロ債券ファンド
(契約型投資信託)
投資有価証券明細表
2018年7月31日現在(続き)
(単位:ユーロ)

金額	銘柄	通貨	時価	純資産に 占める割合 (%)
	オランダ		<i>703,721</i>	<i>8.92</i>
28,000	ABN AMRO BANK NV 0.625% 16-31/05/2022	ユーロ	28,291	0.36
200,000	ABN AMRO BANK NV 1.125% 17-12/01/2032	ユーロ	196,656	2.49
100,000	AIRBUS GROUP FINANCE BV 0.875% 16-13/05/2026	ユーロ	98,701	1.25
79,000	DAIMLER INTERNATIONAL FINANCE 1.000% 18-11/11/2025	ユーロ	77,850	0.99
100,000	DEUTSCHE BAHN FIN 2.500% 13-12/09/2023	ユーロ	111,267	1.41
120,000	NETHERLANDS GOVERNMENT 0.250% 15-15/07/2025	ユーロ	120,650	1.53
50,000	NETHERLANDS GOVERNMENT 2.750% 14-15/01/2047	ユーロ	70,306	0.89
	イタリア		<i>691,044</i>	<i>8.75</i>
300,000	INTESA SANPAOLO 0.625% 15-20/01/2022	ユーロ	301,081	3.81
200,000	UBI BANCA SPCA 5.250% 11-28/01/2021	ユーロ	224,155	2.84
181,000	UNIONE DI BANCHE 0.375% 16-14/09/2026	ユーロ	165,808	2.10
	ベルギー		<i>605,162</i>	<i>7.68</i>
200,000	BELFIUS BANK SA 0.625% 14-14/10/2021	ユーロ	204,128	2.59
40,000	BELGIUM GOVERNMENT 1.250% 18-22/04/2033	ユーロ	40,515	0.51
150,000	BELGIUM GOVERNMENT 2.600% 14-22/06/2024	ユーロ	171,675	2.18
150,000	BELGIUM GOVERNMENT 3.000% 14-22/06/2034	ユーロ	188,844	2.40
	スウェーデン		<i>473,616</i>	<i>6.01</i>
200,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK 0.750% 16-24/08/2021	ユーロ	203,986	2.59
160,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK 1.625% 13-04/11/2020	ユーロ	166,553	2.11
100,000	SVENSKA HANDELSBANKEN 1.125% 15-14/12/2022	ユーロ	103,077	1.31
	国際機関		<i>267,732</i>	<i>3.40</i>
70,000	EFSF 0.400% 16-31/05/2026	ユーロ	69,143	0.88
200,000	EIB 0.000% 16-16/10/2023	ユーロ	198,589	2.52
	フィンランド		<i>240,187</i>	<i>3.05</i>
50,000	FINNISH GOVT 0.500% 16-15/04/2026	ユーロ	50,468	0.64
50,000	FINNISH GOVT 0.500% 17-15/09/2027	ユーロ	49,772	0.63
139,000	NORDEA BANK FINLAND 0.125% 15-17/06/2020	ユーロ	139,947	1.78

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
 (契約型投資信託)
 投資有価証券明細表
 2018年7月31日現在 (続き)
 (単位：ユーロ)

金額	銘柄	通貨	時価	純資産に占める割合 (%)
	アイルランド		<i>196,337</i>	<i>2.49</i>
30,000	IRISH GOVT 1.300% 18-15/05/2033	ユーロ	29,671	0.38
30,000	IRISH GOVT 2.400% 14-15/05/2030	ユーロ	34,206	0.43
100,000	IRISH GOVT 5.400% 09-13/03/2025	ユーロ	132,460	1.68
	オーストリア		<i>166,189</i>	<i>2.11</i>
90,000	REPUBLIC OF AUSTRIA 0.000% 17-20/09/2022	ユーロ	90,676	1.15
50,000	REPUBLIC OF AUSTRIA 4.150% 07-15/03/2037	ユーロ	75,513	0.96
	変動利付債券		426,322	5.41
	フランス		<i>196,922</i>	<i>2.50</i>
100,000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL 16-03/06/2020 FRN	ユーロ	100,623	1.28
100,000	CREDIT LOGEMENT 17-28/11/2029 FRN	ユーロ	96,299	1.22
	ドイツ		<i>115,090</i>	<i>1.46</i>
100,000	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNG 11-26/05/2041 FRN	ユーロ	115,090	1.46
	オランダ		<i>114,310</i>	<i>1.45</i>
100,000	ALLIANZ FINANCE 11-08/07/2041 FRN	ユーロ	114,310	1.45
投資有価証券合計			7,813,262	99.11

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
(契約型投資信託)
財務書類に対する注記
2018年7月31日現在

注記1 概要

a) 2018年7月31日に終了した会計年度に発生した事象

当会計年度中に発生した特別な事象はなかった。

b) 募集サブファンド

投資有価証券が本書で詳述されているサブファンドは2018年7月31日に募集可能である。

注記2 重要な会計方針

a) 純資産額

当年次報告書は、2018年7月31日現在の直近の純資産額に基づいて作成されている。

b) 財務書類の表示

当ファンドの財務書類は、集団投資事業に関してルクセンブルク大公国において適用される法令に準拠して表示されている。当ファンドの表示通貨はユーロである。

損益および純資産変動計算書は、2017年8月1日から2018年7月31日までの期間を対象としている。

c) 投資有価証券の評価

証券取引所または、日常的に機能しており、一般に認知され、かつ公開されているその他の規制市場に上場されているすべての有価証券の評価は、評価日における既知の最終の終値に基づいて算定されており、当該有価証券が複数の市場で取引されている場合、取引が行われている主要な市場における既知の最終の終値に基づいて算定されている。価格が価値を適切に反映していない場合には、評価はAIFMにより慎重かつ誠実に見積もられた実現可能な売値に基づいて算定されている。

証券取引所に上場されていない有価証券、または一般に認知され、かつ公開されている、日常的に機能している証券市場またはその他の規制市場で取引されていない有価証券は、AIFMによって当該目的のために任命された適格な専門家によって慎重かつ誠実に見積もられた実現可能な売値に基づいて評価されている。

当ファンドの表示通貨以外の通貨建の有価証券は、評価日における実勢為替レートで換算されている。

市場慣行で認められている場合、貨幣性資産、短期金融商品およびその他のすべての商品は額面価額プラス経過利息または定額法による償却原価によって評価される可能性がある。定額法による償却原価を用いてポートフォリオ資産の評価を決定することは、AIFMによる承認が必要であり、かかる決定の理由について記録される。AIFMは商品の評価に関して適切な検査および統制を整備する。

d) 収益

利息は発生主義に基づいて認識され、最終的な源泉所得税額が控除される。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
(契約型投資信託)
財務書類に対する注記
2018年7月31日現在(続き)

e) オプションの評価

株式市場で取引されているオプションの決済額は、AIFMが当オプションを取引している株式市場により公表された終値に基づいている。株式市場で取引されていないオプションの決済額は、各契約の適合規準に従い、取締役会が定める規則に基づき決定される。

f) 外貨換算

当該サブファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債額はすべて、純資産額の決定時の実勢為替レートを参考に算定される。

当該サブファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートを参考に算定される。

注記3 為替レート

2018年7月31日現在、当ファンドおよび当ファンドの受益証券クラスはユーロで表示されている。

注記4 管理会社報酬(上限年率)

AIFMは、各月におけるファンドの平均純資産の年率1.35%を上限として、ファンドの資産から毎月、管理報酬を受取る権利を有しており、これによって資産管理者の報酬およびファンド受益証券の販売に関する販売会社の報酬も賄っている。

日本の販売会社は、日本の販売会社が販売した受益証券に応じて、各月におけるファンドの平均純資産の年率0.4%にあたる販売会社報酬を、管理報酬から毎月、後払いで受取る。

代行協会員は、各月におけるファンドの平均純資産の年率0.1%の報酬を、管理報酬から毎月受取る権利を有している。

注記5 保管会社報酬

保管会社は、各月におけるファンドの平均純資産に基づき、年率0.13%を上限として、毎月保管会社報酬を受け取る権利を有している。

注記6 事務代行会社報酬

事務代行会社報酬は純資産額算定の役務に対して支払われる。事務代行会社報酬は各月におけるファンドの平均純資産に基づき、年率0.12%を上限として、毎月支払われる。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
(契約型投資信託)

財務書類に対する注記

2018年7月31日現在 (続き)

注記7 その他の費用

その他の費用はファンドが負担し、この中にはその他の税金、銀行手数料、法務報酬および監査報酬が含まれる。

注記8 税金

英文目論見書日(2017年7月)現在、当ファンドはルクセンブルクの法人税またはキャピタル・ゲイン税の支払義務を負っていない。

当ファンドはルクセンブルクにおいて、純資産額の0.05%に相当する「年次税」の納税義務がある。この税率は以下の場合、0.01%へ軽減されている。

- a) 短期金融商品への集団投資および信用機関への預金を唯一の目的とするファンド
- b) 信用機関への集団投資を唯一の目的とするファンド
- c) 機関投資家、管理会社およびUCIのために留保されたクラス

以下の場合、「年次税」が免除される。

- a) 受益証券またはその他のUCIにおける証券がすでに「年次税」の課税対象となっている場合の当該受益証券または証券が表象する資産額
- b) 受益証券またはクラスが下記の要件を満たす場合
 - (i) これら有価証券が機関投資家、管理会社またはUCIのために留保され、
 - (ii) その唯一の目的が短期金融商品への集団投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) ポートフォリオの満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付けを取得している
- c) 受益証券またはクラスが下記に保有されている場合
 - (i) 従業員の便益のために一人または複数の雇用主のイニシアティブにより設定された、企業退職年金または同様の投資ビークルのための機関
 - (ii) 従業員へ年金給付を提供する目的でファンドに投資している、一人または複数の雇用主を有する企業
- d) 主要な目的が、小規模金融機関への投資であるファンド
- e) 受益証券またはクラスが下記の要件を満たす場合
 - (i) これら有価証券が日常的に運営し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくはその他の規制市場において上場または取引されているもので、かつ
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの

期限の到来により「年次税」は、該当ある場合は、当該四半期末における純資産に基づき算定され、四半期毎に支払われる。

さらに、当ファンドを販売するために登録している国において、当ファンドは外国UCI税および/または当局によるその他課税の対象となる可能性がある。

ファンドに適用された「年次税」の実効率は純資産額の0.05%である。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
 (契約型投資信託)
 財務書類に対する注記
 2018年7月31日現在 (続き)

注記9 分配金

2018年7月31日に終了した会計年度における分配金は以下のとおりである。

支払日	1口当たりの分配金額 ユーロ
2017年8月25日	0.003
2017年9月27日	0.003
2017年10月27日	0.003
2017年11月28日	0.003
2017年12月29日	0.003
2018年1月26日	0.003
2018年2月27日	0.003
2018年3月28日	0.003
2018年4月27日	0.003
2018年5月28日	0.003
2018年6月27日	0.003
2018年7月27日	0.003

注記10 オプション・ポジション

2018年7月31日現在、以下のオプションに係るポジションが未決済となっている。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド

通貨	契約数	買建/売建	種類	満期日	権利行使価格	額面価額 (ユーロ)	時価 (ユーロ)
ユーロ	4	買建	CALL EURO-BUND FUTURE 24/08/2018 164.5	2018年8月24日	164.500	658,000	160
						合計:	160

2018年7月31日現在、先物契約および/またはオプションに係る証拠金残高は1,343ユーロであった。

オプションのカウンターパーティー:

BNPパリバ、パリ

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド
 (契約型投資信託)
 財務書類に対する注記
 2018年7月31日現在 (続き)

注記11 取引手数料

譲渡可能な有価証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の売買について当ファンドが負担する取引手数料は、主に、標準手数料、取引に係るその他手数料、収入印紙税、仲介手数料、保管手数料、付加価値税、証券取引所に係る手数料およびRTO手数料（発注の受領および伝達）から構成される。

債券市場の慣行に従い、呼び値スプレッドは当該有価証券の売買時に適用される。したがって、いかなる取引においてもブローカーが引用する買値と売値との間に差異が発生し、これはブローカーの報酬を表わす。

注記12 投資有価証券の構成に関する変動

当会計年度に係る投資有価証券の構成に関する変動表はAIFMの登録上の事務所において、また現地の代行会社から無料で入手可能である。

注記13. 投資有価証券に係る実現および未実現損益

2013年7月付のAIFM法に従い、当会計年度中の投資有価証券に係る実現益／（損）の詳細は以下のとおりである。

	実現利益 (サブファンドの 通貨建)	実現損失 (サブファンドの 通貨建)	実現純損益 (サブファンドの 通貨建)
BNPパリバ・ハイクオリ ティー・ユーロボンドファンド	199,045	4,158	194,887

2013年7月付のAIFM法に従い、当会計年度中の投資有価証券に係る未実現益／（損）の詳細は以下のとおりである。

	未実現利益の増減 (サブファンドの 通貨建)	未実現損失の増減 (サブファンドの 通貨建)	未実現純損益の増減 (サブファンドの 通貨建)
BNPパリバ・ハイクオリ ティー・ユーロボンドファンド	12,024	208,233	(196,209)

(2) 損益計算書

ファンドの損益計算書については、「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの「損益および純資産変動計算書」を参照のこと。

(3) 投資有価証券明細表等

ファンドの投資有価証券明細表等については、「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの「投資有価証券明細表」を参照のこと。

IV. お知らせ

ファンドは、2019年2月1日以降の申込みの取扱いを停止しました。